

健康の増進

記者発表資料
令和2年2月12日

健康医療部健康づくり推進課

いきいき健康長寿保健事業への取組 ～ 高齢者の保健事業と介護予防の一体化 ～

■ 事業の目的・概要

令和元年5月22日に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和2年4月1日から市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することになりました。

そのため、本市では、令和2年4月1日から健康づくり推進課内に『いきいき健康長寿室』を設置し、室長を中心に高齢者一人一人に対して、身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、さらなる高齢者の健康増進を図ります。

■ 事業内容

- 1 国保データベース（KDB）システムによる医療・介護データ分析
高齢者一人ひとりの医療・介護の情報を一括把握し、地域の健康課題を整理分析する。（医療レセプト、後期（特定）健診、要介護認定、フレイルチェック）
- 2 各地域において通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）
各地域の高齢者の集いの場（ふれあいサロンなど）に出向き、健康相談・健康教育を行う。
- 3 高齢者に関する個別的支援（ハイリスクアプローチ）
KDBシステムを活用したデータ分析結果から、フレイルの恐れがある高齢者を抽出し、必要な医療・サービス等に結び付けるなどの個別支援を行う。

■ 実施スケジュール

令和2年度

- | | |
|---------|--|
| ・ 4月 | 令和2年4月1日改正法施行、広域連合との委託契約の締結 |
| ・ 6月～8月 | KDBシステムを活用したデータ分析、対象者の抽出
庁内外の関係者及び医療機関団体等との連携調整 |
| ・ 9月 | 実施方針策定、事業計画を広域連合へ提出 |
| ・ 1月～3月 | 集いの場への関与等事業開始 |

☆ 令和2年度予算額 2,766千円【市費】

いきいき長寿保健事業 2,766千円

※ 埼玉県後期高齢者医療広域連合から5,800千円交付見込み